

先天性心疾患の出生前診断とは

<はじめに>

生まれつきの心臓病（先天性心疾患）の生まれる前の診断（出生前診断）は現在多くの病気がお母さんのおなかの中にいる間に診断可能となっています。先天性心疾患をもつ赤ちゃんの中には生まれる前に診断がついていたために命が救われたという例も増えてきました。

<出生前診断とは>

先天性心疾患の出生前診断は超音波を使った画像診断をさしています。胎児心エコー検査では妊娠 16 周を過ぎれば、胎児の心臓に 4 つの部屋があることがみえます。心臓の生まれつきの病気を診断するには、妊娠 19 週から 20 週ころに見てもらうのがよいといわれています。

<出生前診断で何がわかるのでしょうか？>

先天性心疾患の出生前診断は、先天性心疾患にくわしい医師（胎児心エコー認証医*）がおこないます。胎児心エコー認証医のような経験豊富な医師がおこなえば、特別の場合を除いて、おなかの中で診断がつきます。生命の危険にかかわるような先天性心疾患はみつけやすいです。しかし、エコー装置の能力を超えるような微小な変化や、出生の過程の変化が原因で生じるような先天性心疾患は診断できないことがあります。

* 日本胎児心臓病学会が認定する胎児心エコー検査に精通し、先天性心疾患にかかわる説明ができる医師

<出生前診断をうけるメリットは？>

多くの先天性心疾患は軽症ですが、中には命を落としてしまう先天性心疾患もあります。この様な場合には赤ちゃんにとって苦しい症

状が生まれるまで判らず、病気があることの診断が遅くなり、病院に到着したときにはもう瀕死の状態ということになりえます。もし生まれる前に診断がついていたら、状態が悪くなる前に大きな病院へ運んで、手術を行うことが出来ます。良い全身状態で手術を行うことが出来れば、救命率も上がります。これは先天性心疾患をもって生まれてくる赤ちゃんにとってメリットになります。ご両親も心臓病に対する心構えをしっかりとって生まれてくるお子さんをむかえられることになります。

もし前のお子さんを先天性心疾患で亡くされたご両親にとっては次に妊娠した場合、先天性心疾患がないかどうか心配なことは当然です。そのような場合、胎児心エコー検査を受けて、先天性心疾患がないことがはっきりすればご両親は余計な心配をする必要はなくなります。出生前診断は診療の一部分として、保険診療で認められています。

<先天性心疾患の出生前診断をうけるということとは？>

妊婦検診で「赤ちゃんの心臓の超音波検査を受けてください」といわれたとしたら、あなたならどうしますか？先天性心疾患の頻度は約1%といわれています。すなわち、100人の妊娠したお母さんがいたとき、99人までは普通の心臓を持ったこどもが生まれ、残りの1人のお母さんからは心臓に病気を持ったこどもが見つかるわけです。診断がつけば医師はそのことをお母さんに告げようとしています。しかし、出生前診断を受けてしまった後で、「自分は生まれるまで知りたくなかった」とか言っても始まりません。もし見つかった場合に、「知りたくなかった」と思われる方は、出生前診断を受ける前に、「知りたくありません」とはっきり申し出ることが大切です。出生前診断を受けるようにいわれた場合には、ご主人とも相談の上で、自分は受けたいか受けたくないかを受ける前に決定していただきたいのです。